

●香川県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和6年香川県告示第65号に係る都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月17日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 施行者の名称
坂出市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
坂出都市計画道路事業 3・4・24号 京町線
- 3 事業施行期間
平成24年1月6日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
香川県坂出市元町一丁目及び京町一丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし